

令和4年度 長泉町人事行政の運営等の状況

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職の状況(令和3年度)

部門	区分	採用 (人)	離職(人)								
			退職					免職		失職	合計
			定年	早期	普通	死亡	その他	分限	懲戒		
町長部局等		6	4	0	4	0	0	0	0	0	8
消 防		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育委員会		8	2	0	3	0	2	0	0	0	7
合 計		14	6	0	7	0	2	0	0	0	15

(注1) 採用は、令和3年4月2日から令和4年4月1日の間に採用した者の人数である。

(注2) 退職は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に退職した者の人数である。

(2) 職員数の状況

部門別職員の状況と主な増減理由などの職員数の状況についての具体的な内容については、「長泉町の給与・定員管理等について」で公表している。

2 職員の人事評価の状況

区分	概 要
評価回数	年1回(評価基準日:2月1日)、対象期間 4月1日～1月31日
対象者	全職員
目 的	(1)住民満足度の向上 (2)能力開発(人材育成) (3)昇給、勤勉手当等の処遇に反映 (4)人材の有効活用
評価方法	「職務遂行能力」「取組姿勢」「仕事の成果」の3区分について、一次評価者、二次評価者が独立した評価を行い、調整者の確認等を経て評価を決定する。

3 給与の状況

給与の状況についての具体的な内容については、「長泉町の給与・定員管理等について」で公表している。

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分	平成19年度より廃止

(注) 一部変更している職場もあります。

(2) 年次有給休暇の使用状況(令和3年)

区分	1人あたりの平均使用日数
町長部局等	9日7時間
消 防	—
教育委員会	8日6時間

(3) 特別休暇等の導入状況(令和4年4月1日現在)

取得要件	
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	
(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合	
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで規則に掲げる社会に貢献する活動を行う場合	
(5) 職員が結婚する場合	
(6) 職員が不妊治療に係る通院等を行う場合	
(7) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	
(8) 女性職員が出産した場合	
(9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	
(10) 職員の妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	
(11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
(12) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(13) 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(14) 職員の親族が死亡した場合	
(15) 職員が父母の追悼のための特別な行事のために勤務しないことが相当であると認められる場合	
(16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(17) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現居住が滅失し、又は損壊した場合	
(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	
(19) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
(20) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合	
(21) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	
(22) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	
(23) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	
(24) 妊娠中の女性職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	
(25) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又はしゃ断、感染症の患者に対する入院勧告その他の感染症予防上必要な措置により勤務することが不適当な場合	

(注) 取得要件は、「長泉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「長泉町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数(令和3年度)

区分		育児休業(人)	部分休業(人)	子が出生した職員数(人)
町長部局等	男性	1	0	4
	女性	2	0	2
消 防	男性	-	-	-
	女性	-	-	-
教育委員会	男性	1	0	3
	女性	6	0	6
合 計	男性	2	0	7
	女性	8	0	8

(注) 当該年度に新たに育児休業又は育児のための部分休業を取得した人数である。

5 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(令和3年度)

(人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
町長部局等	0	0	4	0	4
消 防	-	-	-	-	-
教育委員会	0	0	5	0	5
合 計	0	0	9	0	9

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たし得ない場合(病気等)に、本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分者数(令和3年度)

(人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
町長部局等	0	0	0	0	0
消 防	-	-	-	-	-
教育委員会	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分をいう。

6 サービスの状況

(1) サービス規律遵守のための取り組み(令和3年度)

当町では、「長泉町職員サービス規程」の規定に基づき、職員のサービス規律保持に努め、守秘義務の厳守、個人情報適正管理等、職員のサービスに関する各種規定の遵守を図っており、特に飲酒運転撲滅、年末年始の綱紀粛正について、庁議やメール等で周知することで、より一層の徹底を図った。

(2) サービス専念義務の免除

免除対象となる 主な場合	(1) 研修を受ける場合 (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 (4) 前3号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合
-----------------	---

(注) 「職務に専念する義務の特例に関する条例」により定められている。

(3) 営利企業等従事許可の状況(令和3年度)

区分	許可件数(件)	主な許可事例
町長部局	0	
消 防	-	-
教育委員会	0	
合 計	0	

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものである。

7 退職管理の状況

(1) 再就職の概要(令和3年度)

該当者なし

(2) 再就職先(所属長以上の令和4年3月31日退職者)

氏名	退職時の職	再就職先	
		団体名	役職
-	-	-	-

8 研修の状況

職員研修の概要等(令和3年度)

種別	件数(件)	受講人数(人)	内 容
行政主催研修	34	107	公務員としての一般的能力の向上のため、県や(公財)静岡縣市町村振興協会等の主催する研修に職員を派遣した。
民間主催研修	6	6	専門知識を習得するため、民間業者等の主催する研修に職員を派遣した。
視察研修	2	7	先進的な施策を実施している自治体への視察を実施した。
職員研修(町単独・共催)	6	167	組織的な人材の育成を目的として、階層別にテーマを決めて研修を実施した。
通信教育講座	72	117	職員個々の自己啓発を目的として実施した。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(令和3年度)

区分	対象人数(人)	受診人数(人)	受診率(%)
一般検診	250	105	42.00
人間ドック等(希望者)		145	58.00
合 計		250	100.00

(2) 公務災害等の認定状況(令和3年度) (件)

区分	公務災害	通勤災害	合計
町長部局等	3	2	5
消 防	-	-	0
教育委員会	2	0	2
合 計	5	2	7

(3) 公平委員会の報告事項(令和3年度)

区分	件数(件)
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0

(4) その他の主な福利厚生事業の概要(令和3年度)

平成24年度から職員互助会への補助金を廃止したことに伴い、職員互助会で実施していたメンタルヘルス事業を引き継ぎ、町が直接実施することとした。